明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔省　令〕
○特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令（経済産業五四）　一
〔告　示〕
○特定サービス産業実態調査規則第六条第二項の規定に基づき、特定サービス産業実態調査票の様式を定める件（経済産業二八三）　二
〔公　告〕
諸事項
官庁
外国監査法人等に関する公示、建設業の許可の取消処分関係　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　五五
特殊法人等
独立行政法人国立印刷局平成二十事業年度財務諸表、東日本高速道路株式会社工事一部完了、阪神高速道路株式会社（料金の額及び徴収期間の変更・工事完了）、地方公務員共済組合連合会役員の退任及び就任、日本弁護士連合会効力停止・懲戒の処分関係　六三
地方公共団体
行旅死亡人関係　六八
会社その他
会社決算公告　六八

## 省令

### ○経済産業省令第五十四号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年九月四日

経済産業大臣　二階　俊博

特定サービス産業実態調査規則の一部を改正する省令

第四条を次のように改める。

（調査の範囲）

**第四条**　特定サービス産業実態調査は、別表第一に掲げる業種に属する企業のうち経済産業大臣が指定するもの（以下「調査企業」という。）及び別表第二に掲げる業種に属する事業所のうち経済産業大臣が指定するもの（以下「調査事業所」という。）について行う。

第五条中「別表第一及び別表第二に掲げる業種」を「、調査企業及び調査事業所の業種及び従業者数」に改め、同条に次の三号を加える。

十四　入場者数

十五　施設

十六　受講生数

第六条中「別表第一及び別表第二に掲げる業種毎に」を「調査企業及び調査事業所の業種及び従業者数に応じて」に改める。

第七条中「、調査事業所を有する企業のうち」を削り、「もの」を「企業」に改め、「企業」という。）」の下に「に属する調査事業所」を加え、「が調査票に掲げる事項について一括して」を「が一括して」に改める。

第八条中「別表第二に掲げる業種に属する調査事業所及び調査企業」を「調査事業所」に改める。

第九条第一項中「及び調査企業」を削り、同条第二項中「別表第一に掲げる業種に属する調査事業所及び」を削り、「別表第二に掲げる業種に属する調査事業所及び調査企業」を「調査事業所」に改める。

第十条第一項中「別表第一に掲げる業種に属する調査事業所及び調査企業の報告義務者（一括調査企業の報告義務者を除く。）」を「調査企業の報告義務者」に改め、同条第二項中「別表第二に掲げる業種に属する調査事業所及び調査企業の報告義務者（一括調査企業の報告義務者を除く。）」を「調査事業所の報告義務者」に改める。

第十四条第二項中「及び調査企業（一括調査の事業所を除く。以下」を「（以下」に改める。

別表第一中「第四条―第六条、第八条―第十条」を「第四条」に改め、同表の一の項を次のように改める。

| | |
|---|---|
| 一 | 映像情報制作・配給業 | 統計法第二条第九項に規定する統計基準である日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）に掲げる小分類四一一―映像情報制作・配給業 |